

平成 22 年 4 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社 ホウトク
代 表 者 名 代表取締役社長 北野正昭
(コード:7973 名証第二部)
問 合 せ 先 執行役員管理部長 岩田信光
(T E L :0568-79-3581)

アイリスオーヤマ株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明及び
当該公開買付けへの応募推奨のお知らせ

当社は、平成 22 年 4 月 9 日開催の取締役会において、アイリスオーヤマ株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。なお、本決議は、本公開買付けが成立した場合には、当社が公開買付者により完全子会社化されること及び当社株式の上場が廃止されることを前提として行われております。

記

1. 公開買付者の概要

(平成 22 年 4 月 9 日現在)

(1) 商 号	アイリスオーヤマ株式会社	
(2) 事業内容	生活用品の企画・製造・販売	
(3) 設立年月日	昭和 46 年 4 月 14 日	
(4) 本店所在地	宮城県仙台市青葉区五橋 2-12-1	
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 大山 健太郎	
(6) 資本金	1 億円	
(7) 大株主及び持株比率	株式会社オーヤマ	60.16%
	大山 健太郎	27.39%
	アイリスオーヤマ株式会社（自己株式）	2.02%
	大山 繁生	2.02%
	大山 富生	1.01%
	大山 秀雄	1.01%
	大山 寛子	1.01%
	大山 純子	1.01%
	大山 紘平	1.01%
	成田 茂	0.91%
(8) 公開買付者と当社の関係等	資本関係	公開買付者は、当社の発行済株式総数（13,116,439 株）から当社が所有する自己株式（1,686,125 株：平成 22 年 2 月 28 日現在）を控除した数（11,430,314 株）の 31.47%を保有しております。
	人的関係	公開買付者は、当社に対して、取締役 1 名を派遣しております。
	取引関係	公開買付者は、当社より当社製品を購入しております。また、当社は公開買付者より原材料及び製品を購入しております。
	関連当事者への該当状況	公開買付者は当社のその他の関係会社に該当しません。

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成22年4月9日開催の取締役会において、公開買付者による本公開買付けについて、慎重に協議、検討した結果、下記(2)「本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、後記のとおり出席取締役の全員一致により、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

当社は、当社及び連結子会社2社により構成されており、教育施設、会議、飲食、宴会、ロビースペース向けの各種家具の製造及び販売を主な事業内容とし、中長期的ビジョンとして「ブランドの再構築」を掲げ事業展開しております。

一方公開買付者は、昭和33年4月に大山ブロー工業の創業を出発点として、昭和46年には大山ブロー工業株式会社を設立（平成3年に現社名であるアイリスオーヤマ株式会社に変更）し、収納部品やペット用品、園芸用品や日用品等の生活用品の企画・製造・販売を主要な事業領域として、半世紀以上にわたり、「ユーザーイン発想」に基づき、ユーザーの抱く不満・要望に応えるための商品提案やメーカー機能と問屋機能をあわせ持つ独自のメーカーベンダー方式による事業展開を行ってまいりました。生活者の代弁者として毎日の生活の不足・不満を解決する「ホームソリューション」を商品開発のキーワードとし、「快適・便利」「安心・安全」といった「生活者の視点」に立った商品開発を行っております。平成22年4月現在、北海道から九州まで国内6ブロックに8工場の生産・物流ネットワークを完備し、多品種の商品を全国のお取引先様へ販売しております。

公開買付者は、家具の小売にも事業展開を行い、平成22年4月現在、インテリアショップ「Simple Style」11店舗を主要都市にて直営すると共に、公開買付者のグループ会社が行うオフィス用家具、教育用家具、福祉家具等の製造・販売の分野に対しても、商品開発、生産、物流、管理の面から協力体制を構築しております。

当社と公開買付者は、平成21年2月23日に業務資本提携契約を締結し、同年3月10日に公開買付者が当社の第三者割当による新株発行を引き受けることで資本強化を行い、生産、販売、管理面等について相乗効果を追求してまいりました。しかしながら、国内では景気後退に伴うデフレ懸念及び少子化に伴う需要の減少並びに雇用情勢の悪化などによる厳しい経済環境が続いており、相乗効果の最大化に向けた対応が急務であるとの認識から、両社の相互協力関係を推進し、より踏み込んだ提携強化が必要であるとの判断に達しました。具体的には、当社と公開買付者並びに公開買付者のグループ各社の提携強化を図りたいと考えております。

先般の業務資本提携で目指したのは、下記5点です。

- ①製品の品質及び生産効率の向上を目的として、相互に製品の製造委託を行うこと
- ②相互の販売網及び販売ノウハウを活用して、共同の販売促進及び相互の商品の販売委託を行うこと
- ③商品の配送及び保管等の物流の相互委託によって、物流の効率化に向けた取り組みを行うこと
- ④人材交流等、経営資源の相互活用によるシナジー創出に向けた取り組みを進めること
- ⑤その他、上記を達成する為に相互に連携・協力すること

平成21年4月に公開買付者の専務取締役である大山富生氏を当社取締役に選任して以降、上記5点について協議を進めてまいりました。しかしながら、当社の平成21年11月期は引き続き営業損失の計上となり、特段の成果を挙げるまでには至りませんでした。その原因は、当社事業を取り巻く家具業界では、景気後退による市場の冷え込みが予想以上に厳しく、生き残りをかけたシェア争いから価格競争による劇的な環境変化が生じており、協議内容又はその対応では機動的に対応できないことにありました。このため、上記の各項目を個別に協議するだけでは足りず、当社の企業価値の向上を早期に実現するためには、抜本的な当社の経営改革を実行することが必要との判断に至りました。

こうした課題に対する対応策を当社及び公開買付者で継続的に検討した結果、より強固な協力体制を構築していくことが必要であると判断した上で、公開買付者は、公開買付者による当社の経営への関与

を更に強め、経営責任をより明確にした事業体制への転換を図ることにより、当社が公開買付者との戦略を共有し、機動的な経営判断を行うことができる経営体制を迅速に構築することが必要であるとの認識に至り、当社を公開買付者の完全子会社とすることが、両社の戦略的な一体性と機動性をより高める上で最適であると判断し、本公開買付けを実施することについて平成22年2月に当社へ提案をいたしました。そして、当社及び公開買付者双方において、平成22年3月以降、本公開買付けについて、それぞれの専門家も交え慎重に協議、交渉及び検討を重ねた後、公開買付者は本公開買付けの実施を決定したとのことです。

公開買付者は、本公開買付けによる完全子会社化により迅速な事業展開を行うことが可能になり、それぞれのブランドを生かしながら、商品開発、資材調達、生産、販売、物流等に至る業務を更に協同化することで、家具事業の強化、ひいては公開買付者全体の企業価値向上に繋がると判断しているとのことです。営業地域としても、公開買付者の販売網を活用して国内販売の強化を進めると共に、今後の成長が見込まれる中国等の海外市場に対しても公開買付者の海外グループ会社を通じて販売連携することで、持続可能な売上向上が期待できると考えているとのことです。

また、コスト面においても、当社が公開買付者の完全子会社となることにより、上場維持コストの削減のみならず、経営の見直しによる更なるコストの削減が見込まれると考えているとのことです。

中長期的には、取扱製品につき、当社との間で相互補完関係を有する取扱製品の品揃え強化を行うと同時に、当社と販売協調を進めることによって、より広範な商品の取扱を目指すとのことです。

当社は、家具業界に長い歴史と実績を持っておりますが、より一層発展成長していくためには公開買付者との戦略的な一体性、機動性をこれまで以上に高める必要があるとの考えに至り、本公開買付けにより公開買付者の完全子会社になることといたしました。これにより、より安定した事業展開が可能となり、ひいては当社の企業価値向上に繋がるものと判断しております。

なお、本公開買付けによる完全子会社化後、公開買付者は当社に対して取締役等の役員を派遣する予定とのことです。が、経営体制の変更等の具体的な内容に関しては、公開買付者と協議の上で検討を進めて参ります。また、公開買付者は、あくまでも当社のブランドを生かすことを考え、現時点で組織再編等は予定していないとのことです。

また、下記(3)のとおり、本公開買付けにおける普通株式1株当たりの買付価格（以下、「本公開買付価格」といいます。）その他の諸条件は妥当であり、公正な手続きを経て当社株主の利益への配慮が行われており、本公開買付けは当社株主に対して適切な価格により売却機会を提供するものであることから、本公開買付けに賛同すると共に、当社の株主の皆様に対しても本公開買付けへの応募を勧める旨決議すべきと判断いたしました。

(3) 買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

公開買付者は、本日現在、当社の親会社ではありませんが、当社株式3,597,000株（株式所有割合（平成22年4月9日現在の当社の発行済普通株式の総数（13,116,439株）から当社が平成22年2月28日現在所有する自己株式（1,686,125株）を控除した数（11,430,314株）に対する所有株式の割合をいいます。）：31.47%）を所有し、当社に対して取締役を派遣しております。このような状況を踏まえ、当社及び公開買付者は、以下のとおり、本公開買付けの公正性を担保し、利益相反を回避するための配慮を行っております。

公開買付者は、本公開買付価格を決定するために、当社株式の売買が一般的に金融商品取引所を通じて行われていることに鑑みて、当社株式の過去の市場価格の推移を検討したとのことです。それとともに、公開買付者が当社と協議・交渉を行い、当社による本公開買付けへの賛同の可否並びに本公開買付けの見通しを勘案した結果、当社の既存株主に対して当社株式の市場株価に十分なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であるとの判断の下に、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けにおいて公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例をも踏まえて、平成22年4月9日開催の取締役会において本公開買付価格を120円に決定したとのことです。

本公開買付価格120円は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成22年4月8日の当社普通株式の名古屋証券取引所における終値（83円）に約44.58%（小数点以下第三位を四捨五入、以下、

プレミアムの計算において同様に計算しております。)のプレミアムの、過去1ヶ月間(平成22年3月9日から平成22年4月8日まで)の終値単純平均(83円。小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算において同様に計算しております。)に約44.58%のプレミアムの、過去3ヶ月間(平成22年1月12日から平成22年4月8日まで)の終値単純平均(82円)に約46.34%のプレミアムの、過去6ヶ月間(平成21年10月9日から平成22年4月8日まで)の終値単純平均(85円)に約41.18%のプレミアムを加えた額に相当します。

公開買付者は、本公開買付けの買付け等の期間(以下、「公開買付期間」といいます。)について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としており、公開買付期間を比較的長期にすることにより、当社株主の皆様の本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保しているとのことです。

当社及び公開買付者は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせて対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付価格の適正性は担保されていると考えております。

一方、当社は公開買付者が当社に対して取締役を派遣しているといった状況を踏まえ、以下のとおり、本公開買付けの公正性を担保し、利益相反を回避するための配慮を行っております。

まず、当社は、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関である株式会社yenbridge(エンブリッジ)(以下、「エンブリッジ」といいます。)に当社の株式価値の算定を依頼し、株式価値算定書(以下、「本株式価値算定書」といいます。)を取得し、公開買付者から提示された本公開買付価格の公正性を判断するための基礎資料といたしました。なお、当社は、エンブリッジからは本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネスオピニオン)は取得しておりません。

エンブリッジは、当社が提供した財務情報及び財務予測等に基づき、一定の前提及び条件の下で当社株式価値につき分析しており、当社の株式価値について多面的に評価することが適切であると考え、市場株価法、類似公開会社法、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、及びプレミアム分析法の各手法を用いて当社の株式価値を算定いたしました。

市場株価法は、上場企業の時価を使用し、株式価値を評価する手法であり、上場企業の株価は、不特定かつ多数の投資家がそれぞれ自由意志に従って売買を行う市場において価格が形成されており、投資家や株主も、それぞれの知り得る情報に基づいて将来の値上がり、値下がりを見込んで売買を行うので、もっとも公平な株価であると考えられることから、類似公開会社法は、上場会社の中から、当社と事業内容が類似する企業を複数選定し、株式時価総額等に対する財務指標の倍率により株式価値を算定する手法であり、主力マーケットや事業規模に鑑み、一定の蓋然性のある結果が得られることから、DCF法は当社の事業活動によって生み出される将来のフリーキャッシュフローを、想定割引率を用いて現在価値に割り引くことにより事業価値を算定した上で、算定された当該事業価値に事業外資産の価値を加算し、純負債を控除することにより株式価値を算定する手法であり、ファイナンス理論上有効かつ一般的な評価手法であることから、また、プレミアム分析法は、公開買付前一定期間の株価終値の平均値に対するプレミアムの状況を分析することにより株式価値を算定する手法であり、類似公開買付事例を基にした公開企業の株式価値評価方法であることから、それぞれの評価方法を採用いたしました。

本株式価値算定書における各手法による当社の株式価値算定結果は、市場株価法では81円から86円、類似公開会社法では92円から194円、DCF法では105円から158円、プレミアム分析法では103円から116円となっており、市場株価法では、平成22年4月8日を基準日として、名古屋証券取引所第二部における当社の普通株式の基準日終値、直近1ヶ月、直近3ヶ月及び直近6ヶ月の平均を基に算出しております。

また、当社は、当社及び公開買付者から独立した法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本公開買付けに対する意見表明に関する意思決定過程、意思決定方法その他留意点について法的助言を受けております。

その上で、当社の取締役会は、エンブリッジより取得した本株式価値算定書、アンダーソン・毛利・

友常法律事務所から得た法的助言を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、平成22年4月9日開催の当社取締役会において、本公開買付価格及び諸条件は当社の株主にとって妥当であり、本公開買付けは当社の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。そして、以上の理由より、当社取締役会は、同日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、当社の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見表明を行うことを決議いたしました。

なお、当社取締役の大山富生氏は公開買付者の取締役を兼任しており、利益相反のおそれがあることから、当社取締役会における上記の審議及び決議には特別利害関係人として参加しておらず、その他当社内部における本公開買付けの検討にも一切参加しておりません。

本公開買付けに対する賛同意見の表明に係る決議が行われた当社の取締役会における審議及び決議には、大山富生氏以外の当社取締役全員が参加し、決議に参加した取締役の全員一致で賛同の意見を表明することが決議され、また監査役の全員が、取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

(4) 本公開買付け後の予定（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記のとおり、当社の発行済普通株式（但し、自己株式を除きます。以下、「(4) 本公開買付け後の予定（いわゆる二段階買収に関する事項）」において同じ。）の全てを取得する方針であり、本公開買付けにより、当社の発行済普通株式の全てを取得できなかった場合には、下記の一連の手続きにより、当社少数株主に対して当社株式を売却する機会を提供しつつ、当社の発行済普通株式の全てを取得することを予定しているとのことです。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②当社の発行済普通株式（ただし、自己株式を含みます。）の全てに全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び③当社の発行済普通株式の全ての取得と引き換えに別個の種類の当社株式を交付すること、並びに上記①ないし③を付議議案に含む株主総会及び上記②の定款一部変更を付議議案に含む当社の普通株主による種類株主総会の開催を当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、上記の各手続きが実施された場合には、上記の株主総会及び種類株主総会において、上記各議案に賛成する予定であるとのことです。

上記の各手続きが実行された場合には、当社の発行済普通株式の全ては、全部取得条項が付された上で、全て当社に取得されることとなり、当社の株主には、当該取得の対価として当社の別個の種類株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。以下同じとします。）に相当する当該当社株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該当社株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格を基準として算定する予定です。また、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、公開買付者は、当社に対して、公開買付者が当社の発行済普通株式の全てを所有することになるよう、公開買付者以外の当社の株主に対し交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となるよう要請する予定とのことです。上記手続きに関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、少数株主の権利保護を目的として、会社法第116条及び第117条その他の関連法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。これらの方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

なお、本公開買付けは、上記株主総会における当社の株主の賛同を勧誘するものではありません。

また、公開買付者は上記①ないし③の手続きについては、関係法令についての当局の解釈の状況、本公開買付け後の公開買付者の議決権所有割合又は公開買付者以外の当社株主の当社の株式の所有状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があるとのことです。但し、その場合でも、公開買付者以外の当社の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、当社を公開買付者の完全子会社とすることを予定しているとのことです。その場合の具体的な手続きについては、公開買付者と協議の上、決定次第速やかに開示いたします。

なお、公開買付者は、本公開買付けの期間満了日以降、当社が所有する自己株式の全てを消却する予定とのことです。その時期については未定であり、今後当社と協議の上決定するとのことです。

(5) 当社株式が上場廃止となる見込みがある旨及びその理由について

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、当社株式は名古屋証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付け終了後に、上記「(4) 本公開買付け後の予定（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載したところに従い、公開買付者による当社の完全子会社化を実施することを予定しておりますので、その場合には、当社の株式は上場廃止となります。上場廃止後は、当社株式を名古屋証券取引所において取引することは出来ません。

(6) 公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項
該当事項はありません。

3. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容
該当事項はありません。

4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針
該当事項はありません。

5. 公開買付者に対する質問
該当事項はありません。

6. 公開買付期間の延長請求
該当事項はありません。

7. 公開買付者による買付け等の概要
公開買付者が本日公表した添付資料（「株式会社ハウトク株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」）をご参照ください。

8. 支配株主との取引等に関する事項
該当事項はありません。

以 上

（添付資料）平成 22 年 4 月 9 日付「株式会社ハウトク株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

平成 22 年 4 月 9 日

各 位

会 社 名 : アイリスオーヤマ株式会社
代表者名 : 代表取締役社長 大山 健太郎
問合せ先 : 株式会社オーヤマ 管理部
三科章二郎 (TEL. 022(217)0285)

株式会社ホウトク株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

アイリスオーヤマ株式会社（以下、「公開買付者」といいます。）は、平成 22 年 4 月 9 日開催の取締役会において、株式会社ホウトク（名証 2 部 コード番号：7973）（以下、「対象者」といいます。）の発行済普通株式（但し、自己株式を除きます。）の全てを取得することを目的として、公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

1. 買付け等の目的

（1）本公開買付けの概要

公開買付者は、対象者株式 3,597,000 株（平成 22 年 4 月 9 日現在の対象者の発行済普通株式の総数（13,116,439 株）から対象者が平成 22 年 2 月 28 日現在所有する自己株式（1,686,125 株）を控除した数（11,430,314 株）に対する所有株式の割合（以下、「株式所有割合」といいます。）：31.47%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、比率の計算において同様に計算しております。））を所有しておりますが、この度、株式会社名古屋証券取引所（以下、「名古屋証券取引所」といいます。）に上場している対象者の発行済普通株式（但し、対象者が平成 22 年 2 月 28 日現在所有する自己株式を除きます。）の全てを取得し、対象者を完全子会社とすることを目的として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

本公開買付けにおいては、公開買付者は、対象者を完全子会社化することを目的としているため、買付予定の株券等（本書中の「株券等」とは、株券等についての権利を指します。）の数の上限を設定しておりませんが、本公開買付けを行った後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数の平成 22 年 4 月 9 日現在の対象者の発行済普通株式の総数（13,116,439 株）から対象者が平成 22 年 2 月 28 日現在所有する自己株式（1,686,125 株）を控除した数（11,430,314 株）に係る議決権の数（11,430 個）に対する割合（以下、「議決権所有割合」といいます。）が 66.67%を超えない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の下限の条件を付しております。下限となる買付予定の株券等の数は、議決権所有割合が 66.67%を超える株式の数となる 7,621,000 株から既に公開買付者が本日現在所有する対象者株式の数である 3,597,000 株を控除した 4,024,000 株（株式所有割合：35.20%）となります。

なお、対象者によれば、対象者は、公開買付者より、対象者を完全子会社化することで、対象者と公開買付者における戦略的一体性を高めるとともに、機動的な経営体制を構築することで、より安定的な事業展開を可能とし、ひいては中長期的な両社の企業価値向上を図るために、本公開買付けを実施する旨の提案（当該提案内容の詳細は、後記「（2）本公開買付けの目的及び背景」をご参照下さい。）を受けたことから、これを慎重に協議及び検討した結果、平成 22 年 4 月 9 日開催の取締役会において本公開買付けが対象者の企業価値向上に資するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見表明を行うことを決議したとのことであり、公開買付者は、対象者の取締役会の賛同のもと、友好的に対象者株式を取得するために本公開買付けを行うものです。

（2）本公開買付けの目的及び背景

公開買付者は、昭和 33 年 4 月に大山ブロー工業の創業を出発点として、昭和 46 年には大山ブロー工業株式会社を設立（平成 3 年に現社名であるアイリスオーヤマ株式会社に変更）し、収納部品やペット用品、園芸用品や日用品等の生活用品の企画・製造・販売を主要な事業領域として、半世紀以上にわたり、「ユーザーイン発想」に基づき、ユーザーの抱く不満・要望に応えるための

商品提案やメーカー機能と問屋機能をあわせ持つ独自のメーカーベンダー方式による事業展開を行ってまいりました。生活者の代弁者として毎日の生活の不足・不満を解決する「ホームソリューション」を商品開発のキーワードとし、「快適・便利」「安心・安全」といった「生活者の視点」に立った商品開発を行っております。平成22年4月現在、北海道から九州まで国内6ブロックに8工場の生産・物流ネットワークを完備し、多品種の商品を全国のお取引先様へ販売しております。

公開買付者は、家具の小売にも事業展開を行い、平成22年4月現在、インテリアショップ「Simple Style」11店舗を主要都市にて直営すると共に、公開買付者のグループ会社が行うオフィス用家具、教育用家具、福祉家具等の製造・販売の分野に対しても、商品開発、生産、物流、管理の面から協力体制を構築しております。

対象者は、対象者及び連結子会社2社により構成されており、教育施設、会議、飲食、宴会、ロビースペース向けの各種家具の製造及び販売を主な事業内容とし、中長期的ビジョンとして「ブランドの再構築」を掲げ事業展開しております。

公開買付者と対象者は平成21年2月23日に業務資本提携契約を締結し、同年3月10日に公開買付者が対象者の第三者割当による新株発行を引き受けることで資本強化を行い、生産、販売、管理面等について相乗効果を追求してまいりました。しかしながら、国内では景気後退に伴うデフレ懸念及び少子化に伴う需要の減少並びに雇用情勢の悪化などによる厳しい経済環境が続いており、相乗効果の最大化に向けた対応が急務であるとの認識から、両社の相互協力関係を推進し、より踏み込んだ提携強化が必要であるとの判断に達しました。具体的には、公開買付者並びに公開買付者のグループ各社と対象者の提携強化を図りたいと考えております。

先般の業務資本提携で目指したのは、下記5点です。

- ① 製品の品質及び生産効率の向上を目的として、相互に製品の製造委託を行うこと
- ② 相互の販売網及び販売ノウハウを活用して、共同の販売促進及び相互の商品の販売委託を行うこと
- ③ 商品の配送及び保管等の物流の相互委託によって、物流の効率化に向けた取り組みを行うこと
- ④ 人材交流等、経営資源の相互活用によるシナジー創出に向けた取り組みを進めること
- ⑤ その他、上記を達成する為に相互に連携・協力すること

平成21年4月に公開買付者の専務取締役である大山富生氏を対象者取締役に選任して以降、上記5点について協議を進めてまいりました。しかしながら、対象者の平成21年11月期は引き続き営業損失の計上となり、特段の成果を挙げるまでには至りませんでした。その原因は、対象者事業を取り巻く家具業界では、景気後退による市場の冷え込みが予想以上に厳しく、生き残りをかけたシェア争いから価格競争による劇的な環境変化が生じており、協議内容又はその対応では機動的に対応できないことにありました。このため、上記の各項目を個別に協議するだけでは足りず、対象者の企業価値の向上を早期に実現するためには、抜本的な対象者の経営改革を実行することが必要との判断に至りました。

こうした課題に対する対応策を公開買付者、対象者で継続的に検討した結果、より強固な協力体制を構築していくことが必要であると判断した上で、公開買付者は、公開買付者による対象者の経営への関与を更に強め、経営責任をより明確にした事業体制への転換を図ることにより、対象者が公開買付者との戦略を共有し、機動的な経営判断を行うことができる経営体制を迅速に構築することが必要であるとの認識に至り、対象者を公開買付者の完全子会社とすることが、両社の戦略的な一体性と機動性をより高める上で最適であると判断し、本公開買付けを実施することについて平成22年2月に対象者に提案をいたしました。そして、公開買付者及び対象者双方において、平成22年3月以降、本公開買付けについて、それぞれの専門家も交え慎重に協議、交渉及び検討を重ねた後、公開買付者は、本公開買付けの実施を決定いたしました。

公開買付者は、本公開買付けによる完全子会社化により迅速な事業展開を行うことが可能になり、それぞれのブランドを生かしながら、商品開発、資材調達、生産、販売、物流等に至る業務を更に協同化することで、家具事業の強化、ひいては公開買付者全体の企業価値向上に繋がると判断しております。営業地域としても、公開買付者の販売網を活用して国内販売の強化を進めると共に、今後の成長が見込まれる中国等の海外市場に対しても公開買付者の海外グループ会社を通じて販売連携することで、持続可能な売上向上が期待できると考えております。

また、コスト面においても、対象者が公開買付者の完全子会社となることにより、上場維持コストの削減のみならず、経営の見直しによる更なるコストの削減が見込まれると考えております。

中長期的には、対象者との間で相互補完関係を有する取扱製品の品揃え強化を行うと同時に、

対象者と販売協調を進めることによって、より広範な商品の取扱いを目指します。

対象者は、家具業界に長い歴史と実績を持っておりますが、対象者によれば、より一層発展成長して行くためには公開買付者との戦略的一体性、機動性をこれまで以上に高める必要があるとの考えに至り、本公開買付けにより公開買付者の完全子会社となることとし、これにより、より安定した事業展開が可能となり、ひいては、対象者の企業価値向上に繋がると判断したとのことです。

なお、本公開買付けによる完全子会社化後、公開買付者は対象者に対して取締役等の役員を派遣する予定ですが、経営体制の変更等の具体的な内容に関しては、対象者と協議の上で検討を進めて参ります。また、あくまでも対象者のブランドを生かすことを考え、現時点で組織再編等は予定しておりません。

また、対象者は、下記（３）のとおり、本公開買付けにおける普通株式１株当たりの買付価格（以下、「本公開買付価格」といいます。）その他の諸条件は妥当であり、公正な手続きを経て対象者株主の利益への配慮が行われており、本公開買付けは対象者株主に対して適切な価格により売却機会を提供するものであることから、本公開買付けに賛同すると共に、対象者の株主に対しても本公開買付けへの応募を勧める旨決議すべきと判断したとのことです。

（３）買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

公開買付者は、本日現在、対象者の親会社ではありませんが、対象者株式 3,597,000 株（株式所有割合：31.47%）を所有し、対象者に対して取締役を派遣しております。このような状況を踏まえ、公開買付者及び対象者は、以下のとおり、本公開買付けの公正性を担保し、利益相反を回避するための配慮を行っております。

公開買付者は、本公開買付価格を決定するために、対象者株式の売買が一般的に金融商品取引所を通じて行われていることに鑑みて、対象者株式の過去の市場価格の推移を検討いたしました。それとともに、公開買付者が対象者と協議・交渉を行い、対象者による本公開買付けへの賛同の可否並びに本公開買付けの見通しを勘案した結果、対象者の既存株主に対して対象者株式の市場株価に十分なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であるとの判断の下に、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けにおいて公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの事例をも踏まえて、平成 22 年 4 月 9 日開催の取締役会において本公開買付価格を 120 円に決定いたしました。

本公開買付価格 120 円は、前営業日である平成 22 年 4 月 8 日の対象者普通株式の名古屋証券取引所における終値（83 円）に約 44.58%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同様に計算しております。）のプレミアムを、過去 1 ヶ月間（平成 22 年 3 月 9 日から平成 22 年 4 月 8 日まで）の終値単純平均（83 円。小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算において同様に計算しております。）に約 44.58%のプレミアムを、過去 3 ヶ月間（平成 22 年 1 月 12 日から平成 22 年 4 月 8 日まで）の終値単純平均（82 円）に約 46.34%のプレミアムを、過去 6 ヶ月間（平成 21 年 10 月 9 日から平成 22 年 4 月 8 日まで）の終値単純平均（85 円）に約 41.18%のプレミアムを加えた額に相当します。

公開買付者は、本公開買付けの買付け等の期間（以下、「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日としており、公開買付期間を比較的長期にすることにより、対象者株主の皆様の本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保しております。

公開買付者及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせて対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付価格の適正性は担保されていると考えております。

他方、対象者によれば、対象者は、公開買付者が対象者に対して取締役を派遣しているといった状況を踏まえ、以下のとおり、本公開買付けの公正性を担保し、利益相反を回避するための配慮を行っているとのことです。

まず、対象者は、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である株式会社 yenbridge（エンブリッジ）（以下、「エンブリッジ」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼し、株式価値算定書（以下、「本株式価値算定書」といいます。）を取得し、公開買付者から提示された本公開買付価格の公正性を判断するための基礎資料にしたとのことです（なお、対象者は、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネスオピニオン）を取得していないとのことです。）。

エンブリッジは、対象者が提供した財務情報及び財務予測等に基づき、一定の前提及び条件の下で対象者株式価値につき分析しており、対象者の株式価値について多面的に評価することが適切であると考え、市場株価法、類似公開会社法、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）及びプレミアム分析法の各手法を用いて対象者の株式価値を算定したとのことです。

市場株価法は、上場企業の時価を使用し、株式価値を評価する手法であり、上場企業の株価は、不特定かつ多数の投資家がそれぞれ自由意志に従って売買を行う市場において価格が形成されており、投資家や株主も、それぞれの知り得る情報に基づいて将来の値上がり、値下がりを見込んで売買を行うので、もっとも公平な株価であると考えられることから、類似公開会社法は、上場会社の中から、対象者と事業内容が類似する企業を複数選定し、株式時価総額等に対する財務指標の倍率により株式価値を算定する手法であり、主力マーケットや事業規模に鑑み、一定の蓋然性のある結果が得られることから、DCF法は対象者の事業活動によって生み出される将来のフリーキャッシュフローを、想定割引率を用いて現在価値に割り引くことにより事業価値を算定した上で、算定された当該事業価値に事業外資産の価値を加算し、純負債を控除することにより株式価値を算定する手法であり、ファイナンス理論上有効かつ一般的な評価手法であることから、また、プレミアム分析法は、公開買付け前一定期間の株価終値の平均値に対するプレミアムの状況を分析することにより株式価値を算定する手法であり、類似公開買付事例を基にした公開企業の株式価値評価方法であることから、それぞれの評価方法を採用したとのことです。

本株式価値算定書における各手法による対象者の株式価値算定結果は、市場株価法では81円から86円、類似公開会社法では92円から194円、DCF法では105円から158円、プレミアム分析法では103円から116円となっており、市場株価法では、平成22年4月8日を基準日として、名古屋証券取引所第二部における対象者の普通株式の基準日終値、直近1ヶ月、直近3ヶ月及び直近6ヶ月の平均を基に算出しているとのことです。また、対象者は、公開買付者及び対象者から独立した法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本公開買付けに対する意見表明に関する意思決定過程、意思決定方法その他留意点について法的助言を受けたとのことです。

その上で、対象者の取締役会は、エンブリッジより取得した本株式価値算定書、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た法的助言を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、平成22年4月9日開催の対象者取締役会において、本公開買付け価格及び諸条件は対象者の株主にとって妥当であり、本公開買付けは対象者の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。そして、以上の理由より、対象者取締役会は、同日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見表明を行うことを決議したとのことです。

なお、対象者取締役の大山富生氏は公開買付者の取締役を兼任しており、利益相反のおそれがあることから、対象者取締役会における上記の審議及び決議には特別利害関係人として参加しておらず、その他対象者内部における本公開買付けの検討にも一切参加していないとのことです。

本公開買付けに対する賛同意見の表明に係る決議が行われた対象者の取締役会における審議及び決議には、大山富生氏以外の対象者取締役全員が参加し、決議に参加した取締役の全員一致で賛同の意見を表明することが決議され、また監査役の全員が、取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

（４）本公開買付け後の予定（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記のとおり、対象者の発行済普通株式（但し、自己株式を除きます。以下、「（４）本公開買付け後の予定（いわゆる二段階買収に関する事項）」において同じ。）の全てを取得する方針であり、本公開買付けにより、対象者の発行済普通株式の全てを取得できなかった場合には、下記の一連の手続きにより、対象者少数株主に対して対象者株式を売却する機会を提供しつつ、対象者の発行済普通株式の全てを取得することを予定しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、①対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②対象者の発行済普通株式（但し、自己株式を含みます。）の全てに全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び③対象者の発行済普通株式の全ての取得と引き換えに別個の種類の対象者株式を交付すること、並びに上記①乃至③を付議議案に含む株主総会及び上記②の定款一部変更を付議議案に含む対象者の普通株主による種類株主総会の開催を対象者に要請する予定です。なお、本日現在、公開買付者は、上記の各手続きを実施する時期については決定しておりません。

が、上記の各手続きが実施された場合には、上記の株主総会及び種類株主総会において、上記各議案に賛成する予定です。

上記の各手続きが実行された場合には、対象者の発行済普通株式の全ては、全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には、当該取得の対価として対象者の別個の種類株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。以下同じとします。）に相当する当該対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格を基準として算定する予定です。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者が対象者の発行済普通株式の全てを所有することになるよう、公開買付者以外を対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう要請する予定です。上記手続きに関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、少数株主の権利保護を目的として、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められおり、また、上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。これらの方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

なお、本公開買付けは、上記株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。

また、上記①乃至③の手続きについては、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の議決権所有割合又は公開買付者以外を対象者の株主の株式の所有状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者以外を対象者の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを予定しておりますが、その場合の具体的な手続きについては、対象者と協議のうえ、決定次第速やかに開示いたします。

なお、本公開買付けの期間満了日以降、対象者が所有する自己株式の全てを消却する予定ではありますが、その時期については未定であり、今後対象者と協議の上決定いたします。

（５）対象者株式が上場廃止となる見込みがある旨及びその理由について

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は名古屋証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付け終了後に、上記「（４）本公開買付け後の予定（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載したところに従い、公開買付者による対象者の完全子会社化を実施することを予定しておりますので、その場合には、対象者の株式は上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を名古屋証券取引所において取引することは出来ません。

（６）公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項 該当事項はありません。

２．買付け等の概要

（１）対象者の概要

① 名 称	株式会社ハウトク
② 所 在 地	愛知県小牧市大字上末字東山 3509 番地の 190
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 北野 正昭
④ 事 業 内 容	学生机/イスなどの学校用家具の製造販売、事務用・会議用・ロビー応接用・宴会用・喫茶レストラン用の机・テーブル・イス類・その他家具の製造販売、室内装飾備品の製造販売、高齢者施設用家具の製造販売、葬祭施設用家具の製造販売、屋外家具の製造販売・不動産の賃貸及び管理

⑤ 資 本 金	6 億 8,183 万円 (平成 21 年 11 月 30 日現在)
⑥ 設 立 年 月 日	昭和 28 年 4 月 17 日
⑦ 大株主及び持株比率	(平成 21 年 11 月 30 日現在)
アイリスオーヤマ株式会社	27.42%
安藤 茂	7.85%
ソシエテジェネラルエヌアールエイエヌオーディティティ (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	6.29%
三輪 修	4.33%
安藤 守	2.64%
ハウトク販売グループ持株会	2.07%
安藤 妙子	2.04%
ハウトク桃光会持株会	1.86%
株式会社名古屋銀行	1.44%
安藤 誠哉	1.15%
⑧ 上場会社と対象者の関係	
資 本 関 係	公開買付者は、平成 22 年 4 月 9 日現在、対象者の普通株式 3,597,000 株 (株式所有割合: 31.47%) を保有しております。
人 的 関 係	対象者取締役の大山富生氏は、公開買付者の専務取締役を兼任しております。
取 引 関 係	公開買付者と対象者は、平成 21 年 2 月 23 日に業務資本提携契約を締結し、同年 3 月 10 日に公開買付者が対象者の第三者割当による新株発行を引き受けております。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	公開買付者は対象者のその他の関係会社に該当します。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 22 年 4 月 12 日 (月曜日) から平成 22 年 5 月 27 日 (木曜日) まで (30 営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

対象者普通株式 1 株につき、120 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者は、本公開買付価格を決定するために、対象者株式の売買が一般的に金融商品取引所を通じて行なわれていることに鑑みて、対象者株式の過去の市場価格の推移を検討いたしました。それとともに、公開買付者が対象者と協議・交渉を行い、対象者による本公開買付けへの賛同の可否並びに本公開買付けの見通しを勘案した結果、対象者の既存株主に対して対象者株式の市場株価に十分なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であるとの判断の下に、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けにおいて公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例をも踏まえて、平成 22 年 4 月 9 日開催の取締役会において本公開買付価格を 120 円に決定いたしました。

本公開買付価格 120 円は、前営業日である平成 22 年 4 月 8 日の対象者普通株式の名古屋証券取引所における終値 (83 円) に約 44.58%のプレミアムを、過去 1 ヶ月間 (平成 22 年 3 月 9 日から平成 22 年 4 月 8 日まで) の終値単純平均 (83 円) に約 44.58%のプレミアムを、過去 3 ヶ月間 (平成 22 年 1 月 12 日から平成 22 年 4 月 8 日まで) の終値単純平均 (82 円) に約 46.34%のプレミアムを、過去 6 ヶ月間 (平成 21 年 10 月 9 日から平成 22 年 4 月 8 日まで) の終値単純平均 (85 円)

に約 41.18%のプレミアムを加えた額に相当します。

② 算定の経緯

公開買付者と対象者は平成 21 年 2 月 23 日に業務資本提携契約を締結し、同年 3 月 10 日に公開買付者が対象者の第三者割当による新株発行を引き受けることで資本強化を行い、生産、販売、管理面等について相乗効果を追求してまいりました。しかしながら、国内では景気後退に伴うデフレ懸念及び少子化に伴う需要の減少並びに雇用情勢の悪化などによる厳しい経済環境が続いており、公開買付者及び対象者は、より強固な協力体制を構築していくことが必要であると判断した上で、公開買付者は、公開買付者による対象者の経営への関与を更に強め、経営責任をより明確にした事業体制への転換を図ることにより、対象者が公開買付者との戦略を共有し、機動的な経営判断を行うことができる経営体制を迅速に構築することが必要であるとの認識に至り、対象者を公開買付者の完全子会社とすることが、両社の戦略的な一体性と機動性をより高める上で最適であると判断し、本公開買付けを実施することについて平成 22 年 2 月に対象者に提案をいたしました。そして、公開買付者及び対象者双方において、平成 22 年 3 月以降、本公開買付けについて、それぞれの専門家も交え慎重に協議、交渉及び検討を重ねた後、公開買付者は、本公開買付けの実施を決定いたしました。

本公開買付価格 120 円は、前営業日である平成 22 年 4 月 8 日の対象者普通株式の名古屋証券取引所における終値（83 円）に約 44.58%のプレミアムを、過去 1 ヶ月間（平成 22 年 3 月 9 日から平成 22 年 4 月 8 日まで）の終値単純平均（83 円）に約 44.58%のプレミアムを、過去 3 ヶ月間（平成 22 年 1 月 12 日から平成 22 年 4 月 8 日まで）の終値単純平均（82 円）に約 46.34%のプレミアムを、過去 6 ヶ月間（平成 21 年 10 月 9 日から平成 22 年 4 月 8 日まで）の終値単純平均（85 円）に約 41.18%のプレミアムを加えた額に相当します。

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日としており、公開買付期間を比較的長期にすることにより、対象者株主の皆様の本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保しております。

公開買付者及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせて対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付価格の適正性は担保されていると考えております。

他方、対象者によれば、対象者は、公開買付者が対象者に対して取締役を派遣しているといった状況を踏まえ、以下のとおり、本公開買付けの公正性を担保し、利益相反を回避するための配慮を行っているとのこととです。

まず、対象者は、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であるエンブリッジに対象者の株式価値の算定を依頼し、本株式価値算定書を取得し、公開買付者から提示された本公開買付価格の公正性を判断するための基礎資料にしたとのこととです（なお、対象者は、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネスオピニオン）を取得していないとのこととです。）。エンブリッジは、対象者が提供した財務情報及び財務予測等に基づき、一定の前提及び条件の下で対象者株式価値につき分析しており、対象者の株式価値について多面的に評価することが適切であると考え、市場株価法、類似公開会社法、DCF 法及びプレミアム分析法の各手法を用いて対象者の株式価値を算定したとのこととです。

市場株価法は、上場企業の時価を使用し、株式価値を評価する手法であり、上場企業の株価は、不特定かつ多数の投資家がそれぞれ自由意志に従って売買を行う市場において価格が形成されており、投資家や株主も、それぞれの知り得る情報に基づいて将来の値上がり、値下がりを見込んで売買を行うので、もっとも公平な株価であると考えられることから、類似公開会社法は、上場会社の中から、対象者と事業内容が類似する企業を複数選定し、株式時価総額等に対する財務指標の倍率により株式価値を算定する手法であり、主力マーケットや事業規模に鑑み、一定の蓋然性のある結果が得られることから、DCF 法は対象者の事業活動によって生み出される将来のフリーキャッシュフローを、想定割引率を用いて現在価値に割り引くことにより事業価値を算定した上で、算定された当該事業価値に事業外資産の価値を加算し、純負債を控除することにより株式価値を算定する手法であり、ファイナンス理論上有効かつ一般的な評価手法であることから、また、プレミアム分析法は、公開買付け前一定期間の株価終値の平均値に対するプレミアムの状況を分析することにより株式価値を算定する手法であり、類似公開買付事例を基にした公開企業の株式価値評価方法であることから、それぞれの評価方法を採用したとのこととです。

本株式価値算定書における各手法による対象者の株式価値算定結果は、市場株価法では 81 円から 86 円、類似公開会社法では 92 円から 194 円、DCF 法では 105 円から 158 円、プレミアム分析法では 103 円から 116 円となっており、市場株価法では、平成 22 年 4 月 8 日を基準日として、名古屋証券取引所第二部における対象者の普通株式の基準日終値、直近 1 ヶ月、直近 3 ヶ月及び直近 6 ヶ月の平均を基に算出しているとのことです。

また、対象者は、公開買付者及び対象者から独立した法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本公開買付けに対する意見表明に関する意思決定過程、意思決定方法その他留意点について法的助言を受けたとのことです。

その上で、対象者の取締役会は、エンブリッジより取得した本株式価値算定書、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た法的助言を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、平成 22 年 4 月 9 日開催の対象者取締役会において、本公開買付け価格及び諸条件は対象者の株主にとって妥当であり、本公開買付けは対象者の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。そして、以上の理由より、対象者取締役会は、同日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見表明を行うことを決議したとのことです。

- ③ 算定機関との関係
該当事項はありません。

(5) 買付予定の株券等の数

株券等種類	① 買付予定数	② 買付予定の下限	③ 買付予定の上限
株 券	7,833,314 株	4,024,000 株	—株
新株予約権証券	—株	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株	—株
株券等信託受益証券	—株	—株	—株
株券等預託証券	—株	—株	—株
合 計	7,833,314 株	4,024,000 株	—株
(潜在株券等の数の合計)	—株	—株	—株

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限 (4,024,000 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注 2) 買付予定数は、対象者の平成 22 年 4 月 9 日提出の第 59 期第 1 四半期報告書に記載された平成 22 年 4 月 9 日現在の発行済株式総数 (13,116,439 株) から、本公開買付けを通じて取得する予定のない対象者が所有する自己株式数 (平成 22 年 2 月 28 日現在 1,686,125 株) 及び公開買付者が本日現在所有する株式数 (3,597,000 株) を控除した数となります。

(注 3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は、法令の手続きに従い買付け等の期間中に自己の株式を買い取ることがあります。この場合、対象者は、法令の手続きに従い当該株式を買い取ります。

(注 4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	3,597 個	(買付け等前における株券等所有割合 31.47%)
------------------------------	---------	---------------------------

買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	1,435 個	(買付け等前における株券等所有割合 12.55%)
買 付 予 定 の 株 券 等 に 係 る 議 決 権 の 数	7,833 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	11,370 個	

(注1)「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けの買付予定数に係る議決権の数を記載しております。

(注2)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、「買付予定の株券等に係る議決権の数」には、各特別関係者が所有する株券等(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)に係る議決権の数が含まれているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」を分子に加算しておりません。

(注3)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成22年4月9日提出の第59期第1四半期報告書に記載された平成21年11月30日現在の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を、対象者の平成22年4月9日提出の第59期第1四半期報告書に記載された平成22年4月9日現在の発行済株式総数(13,116,439株)から、本公開買付けを通じて取得する予定のない対象者が所有する平成22年2月28日現在の自己株式数(1,686,125株)を除いた株式数(11,430,314株)に係る議決権の数(11,430個)として計算しております。

(注4)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 939 百万円

(注) 買付代金は、買付予定数(7,833,314株)に1株あたりの買付価格120円を乗じた金額を記載しています。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券キャピタル・マーケット株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成22年6月3日(木曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等(外国人株主の場合には、その常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人又は復代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。)第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人又は復代理人に開設した応募株主口座の

状態に戻すことにより返還します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

①金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。）第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（4,024,000 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（4,024,000 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下、「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第 3 号イ乃至チ、並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下、「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付け期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項に定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の価格により買付け等を行います。

④応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付け期間末日の 16 時までに応募受付けをした公開買付代理人（復代理人にて応募受付けをした場合には復代理人）の各本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付け期間末日の 16 時までに到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに前記「(8) 決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、法第 27 条の 6 第 1 項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦公開買付けの結果の開示の方法

公開買付けの結果については、公開買付け期間末日の翌日に令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧その他

本公開買付けは、直接又は間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われたものではなく、又、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類（その写しも含みます。）も、直接又は間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付け若しくは応募申込書の署名又は交付に関して、直接又は間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成22年4月12日（月曜日）

(11) 公開買付代理人

大和証券キャピタル・マーケット株式会社

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために下記の復代理人を選任しております。

大和証券株式会社（復代理人）

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針については、「1. 買付け等の目的」をご参照下さい。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者は、平成22年4月9日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを勧める旨の決議を行ったことです。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

該当事項はありません。

以 上